

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成28年4月4日（平成28年（独情）諮問第34号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（独情）答申第18号）

事件名：特定在籍者に関して特定日にその保護者となされた話合いの内容を記録した文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年2月18日付け千大総第21号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

平成28年1月14日、当方が千葉大学企画総務部総務課へ法人文書開示請求書を提出したところ、手続き的不備がないにも関わらず、窓口担当者は「法人文書については文書があるかどうかを確認したうえで手数料を決定する。」として受理が先延ばしとなった。これにより、請求書が到達しているにも関わらず、6日遅れ（1月20日）の受理となったため、情報開示請求に損害を被った。当該事実を踏まえれば、本件は当方に帰責事由がなく、違法である。

また、平成28年1月19日、窓口担当者から「文書が存在し、開示請求手数料が決定した。」との連絡があったことは、法人文書の存在を開示前に回答しており、法8条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否するのは違法である。

（2）意見書

ア 諮問庁は、理由説明書（下記第3）2（1）において、「窓口担当者は、関係部局等と連絡を取り、手数料が決定したこと及びその額のみを伝えたのであって、法人文書の存在を回答したものではない。

したがって、法人文書の存在を開示前に回答したというのは、異議申立人の誤解である。」としているが、本件は平成28年1月14日、当方が諮問庁窓口へ法人文書開示請求書を提出し、同年1月19日、「文書が存在し、開示請求手数料が決定した。」と連絡を受けたものである。おって、翌20日、手数料を納付し受理とされたのだが、その際、なぜ手数料が決定してから受理なのかと尋ねたところ、窓口担当者は「文書が存在しないと分かった場合には、申請そのものをする必要がなく、手数料を払う必要がなくなる。」と回答した。それ故、本来であれば請求時に受理とし、不備については補正処理すべきところ、このような不適切な対応をしたと考えられる。これらを鑑みれば、当方が誤解しているのではなく、窓口担当者が過誤手続きを正当化するために詭弁を弄しているものである。

イ 諮問庁は、「存否応答拒否の妥当性をめぐる実体的判断を求めるものではない。上記（理由説明書）2（1）の主張についてのみ原処分
の妥当性を主張する。」としているが、本件処分は適正手続きを踏まえていない恣意的処分といわざるを得ない。

ウ 以上のことから、本件処分については重大な瑕疵が認められ、原処分を取り消すことが相当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件事案の概要

本件は、本件対象文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分に対して異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張及び諮問庁の説明

(1) 異議申立人は、平成28年1月19日、千葉大学の窓口担当者から「文書が存在し、開示請求手数料が決定した。」との連絡があったことは、法人文書の存在を開示前に回答しており、存否を明らかにしないで開示請求を拒否するのは違法であると主張しているが、窓口担当者は、関係部局等と連絡を取り、手数料が決定したこと及びその額のみを伝えたのであって、法人文書の存在を回答したのではない。

したがって、法人文書の存在を開示前に回答したというのは、異議申立人の誤解である。

(2) 異議申立人は、その他種々主張するが、存否応答拒否の妥当性をめぐる実体的判断を求めるものではないので、上記（1）の主張についてのみ、原処分の妥当性を主張する。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張にいずれも理由がなく、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月9日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年6月20日 審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を妥当としていると解されるので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定附属学校（以下「学校」という。）の在籍者である個人を特定した上で、当該個人の保護者と学校の間で特定日に話合いが行われたことを前提に、当該話合いの内容を記録した文書及び当該話合いを受けての学校の対応に係る文書の開示を求めており、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人の保護者と学校の間で特定日に話合いが行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。
- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

特定附属学校の在籍者であるAに関し、特定日に当該在籍者の保護者となされた話合いの内容を記録した全ての文書。

特定日に行なわれた話合いの際、Aに対するいじめ、若しくは嫌がらせの当事者に対する再指導を検討するとした事案において、当事者本人に直接再指導をせず、学年全体への指導を実施するのみに決定した経緯を記録した全ての文書。